

平成 26 年度第 7 回文系チャレンジ講座を実施しました

平成 26 年度第 7 回文系チャレンジ講座が、平成 27 年 1 月 14 日、「食品偽装事件と役員の法的責任」をテーマにし本学経済学部准教授の牧 真理子先生によっておこなわれました。

遠隔配信された高校は、大分^{おぎのだい}雄城台・大分^{あじむ}鶴崎・安心院・日田・大分商業・国^{くにさき}東・大分西・臼杵の 8 校(176 名)、来学した大分南高校(23 名)であり、計 199 名の高校生が受講しました。

牧先生は、授業に先立って「近年、多くの食品偽装事件が世間の耳目を集めており、高校生のみなさんも関心を持っていると思います。このような事件が起こったとき、法律の世界では会社の役員がどのように責任を追及されていくのかが議論されることとなります。この講義では、役員の行為規範や法的責任について、一緒に考えていきましょう。」と、法律の世界に導かれました。



牧先生が、今回の講座で取り上げた食品偽装や異物混入事件は、以前からたびたびニュースに取り上げられてきました。最近もインスタント麺やハンバーガーショップでの異物混入事件が発生し、クローズアップされています。



先生は受講生に、食品偽装や異物混入が発覚したとき、会社はどのように対応すればよいのか、そして、実際会社の取った対応は適切であったかなど、質問をしました。そして、会社の対応の根拠となるのが会社法にある「役員の責任追及」の規定であり、役員は会社に損失が生じるような事態が発生した場合に適正に対応せず、その任務を怠った場合には、会社に対して損害を賠償する責任を負わねばならず、また株主も役員に対して責任を追及するという

を紹介しました。

さらに過去の判例をもとに、判決が適切であったかどうかを具体的に検討し、会社役員がどのように行動すべきであったかを法律にもとづいて考える必要があると述べられました。通常、このような事件が起きたとき、会社や会社役員は消費者に対して責任を負うものと一般的には理解されていますが、会社法上、「消費者は役員に対して責任を追及する権利は無い」ということを聞いて、受講生は驚いていました。



大学では自分から勉強し、考える姿勢を身につけることが大切であると話され、講義を終えました。少々、難しい内容でしたが、受講生のみなさんは、日々の生活の中で起こっている事象について様々な角度から視ることの大切さを学びました。

講義後のアンケート調査では、「総合的に判断して良かった」(93%「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計。以下同じ)、「教員は真剣に取り組んでいた」(96%)、「授業内容はわかりやすかった」(90%)、「板



書(スライド)は適切だった」(91%)、「受講生は授業に意欲的に取り組んだ」(92%)と高い評価結果がでました。遠隔配信については、「音声は良く聞こえた」(87%)、「映像はよく見えた」(92%)という結果がでました。受講生の具体的な声として、「企業の社会的責任を法律からみるという視点が新鮮であった」「ニュースに出ない部分の大きさに驚いた」「優しく丁寧な語りかけでわかりやすかった」「スライドと手元の資料を見ながら授業に参加でき、授業の進み方がわかりやすかった」「(自分にも)指名してほしい」など、多くの感想が寄せられました。